

自然環境整備交付金交付要綱

平成 25 年 4 月 1 日 制 定
平成 27 年 4 月 1 日 一部改正
平成 29 年 6 月 1 日 一部改正
令和 2 年 4 月 1 日 最終改正

第 1 通則

自然環境整備交付金（以下「交付金」という。）の交付に関しては、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年 8 月 27 日法律第 179 号、以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年 9 月 26 日政令第 255 号、以下「適正化法施行令」という。）その他の法令及び関連通知のほか、この要綱に定めるところによる。また、この要綱の細部については、別途、自然環境整備交付金取扱要領（以下「取扱要領」という。）に定めるところによる。

第 2 交付の目的

この交付金は、国立公園、国定公園等の保護と適正な利用を図るために都道府県が作成する自然環境整備計画に基づく整備事業の実施に対して、必要な経費を国が交付することにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに地域の自然環境及び生物多様性の確保に寄与することを目的とする。

第 3 定義

1 自然環境整備交付金

都道府県知事が作成した自然環境整備計画に基づく交付対象事業の実施に要する経費に充てるため、この要綱に定めるところに従い国が交付する交付金をいう。

2 国定公園等

国定公園、長距離自然歩道（国立公園及び国定公園の区域と重複する区間を除く。）及び国指定鳥獣保護区（国立公園及び国定公園の区域と重複する国指定鳥獣保護区を除く。）に係る地域

3 長距離自然歩道

環境省自然環境局長の定める長距離自然歩道整備計画（平成 15 年 3 月 31 日以前に環境大臣が定めたものを含む。）に基づく歩道

4 自然環境整備計画

自然とのふれあいの推進及び自然環境の保全・再生を図るための地域の目標を明らかにし、併せて交付金の活用による整備の方針等を示すことにより、目標を達成するため

の事業を重点的かつ計画的に実施するために、この要綱に基づき都道府県が作成する計画（以下「整備計画」という。）をいう。

5 交付対象事業

次の各号に掲げる事業をいう。ただし、沖縄振興公共投資交付金の交付対象となる事業は、本交付金の交付対象としない。

一 国立公園整備事業

国立公園において行われる整備事業であって、取扱要領別紙1に掲げるもの。

二 国定公園等整備事業

国定公園等において行われる整備事業であって、取扱要領別紙2に掲げるもの。

6 交付対象事業者

この交付金の交付を受けて交付対象事業を実施する都道府県及び都道府県からその経費の補助を受けて交付対象事業を実施する市町村をいう。

第4 交付対象

この交付金の交付対象は、都道府県とする。

第5 交付期間

この交付金を交付する期間は、整備計画ごとに、交付金を受けて交付対象事業が実施される年度から概ね3年から5年とする。

第6 交付限度額

整備計画に記載された交付対象事業の総事業費に、国立公園整備事業にあつては2分の1を、国定公園等整備事業にあつては100分の45を乗じた額を超えないものとする。

第7 交付額の算定等

1 年度ごとの交付金の交付額（以下「単年度交付額」という。）は、次に掲げる式により算出した額（算出された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。）を超えない範囲において定めるものとする。

$$\text{単年度交付額} = \text{交付限度額} \times A - B$$

A：交付金が交付される年度の年度末における交付対象事業の進捗率の見込み

B：前年度末までに交付された交付金の総額

進捗率：交付対象事業の総事業費に対する執行事業費の割合

2 単年度交付額の算定にあつては、総事業費から寄付金その他収入額を控除して算出する。ただし、平成28年度税制改正により創設された「地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）」による寄付については、総事業費から控除せず算出することができる。

3 この交付金の交付後、進捗率に変更があつた場合には、交付金の交付の目的に反しな

い限り、当該年度に交付されるべき金額と交付された金額との差額については、次年度以降に調整することができる。ただし、当該年度に交付された交付金の額が、当該年度における変更された執行予定事業費を超えない場合に限る。

なお、国立公園整備事業に交付された交付金と国定公園等整備事業に交付された交付金との間の調整は認めない。

- 4 都道府県知事は、交付金の交付申請に当たって、当該交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年12月30日法律第180号）の規定により仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額の合計額に地方税法（昭和25年7月31日法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りでない。

第8 整備計画の提出等

- 1 この交付金を受けようとする都道府県は、自然環境局長が別に定める自然環境整備計画作成要領（平成25年3月29日環自総発第1303297号、以下「計画要領」という。）に基づく整備計画を作成し、都道府県知事が環境大臣へ提出しなければならない。

なお、国立公園整備事業と国定公園等整備事業に係る整備計画は、当該事業ごとに別葉により提出することとし、第9、第10、第14、第15、第16及び第17に規定する提出についても、準用する。

- 2 環境大臣は、都道府県知事から前項の規定に基づく整備計画の提出を受けたときは、当該計画に対する交付金の交付、交付限度額及び交付を予定する期間について審査し、その結果を当該都道府県知事に対し通知する。
- 3 前二項の規定は、整備計画を変更する場合に準用する。ただし、計画要領第4に定める変更については、この限りでない。

第9 交付申請手続

この交付金の交付の申請は、都道府県知事が様式1による交付申請書を、別途指示する期日までに環境大臣に提出しなければならない。

第10 変更交付申請手続

都道府県知事は、この交付金の交付決定後の事情の変更により、交付対象事業の内容変更をする必要がある場合には、速やかに様式11による変更交付申請書を環境大臣に提出しなければならない。ただし、要綱第13に定める軽微な変更である場合は、この限りではない。

第11 交付決定

- 1 環境大臣は、第9の規定による交付申請書又は第10の規定による変更交付申請書の提出を受けた場合は、審査を行い、交付を決定し、又は変更の交付を決定した場合は、交付決定通知書又は変更交付決定通知書を都道府県知事に送付するものとする。
- 2 環境大臣は、交付申請書又は変更交付申請書を受理した日から起算して、原則として30日以内に交付の決定を行うものとする。

第12 申請の取下げ

都道府県知事は、交付決定若しくは変更交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があり、交付金の交付申請又は変更交付申請を取り下げようとするときは、交付決定通知書又は変更交付決定通知書において環境大臣が定めた期日までに、その理由を付した書面をもって、環境大臣に申し出なければならない。

第13 経費の配分の軽微な変更

この交付金の交付決定又は変更交付決定を受けた後における事業間及び費目間の配分額の変更であって、単年度交付額を変更しない場合は、次に掲げるもの（その変更の額又は率が取扱要領別表第5欄に掲げる算定基準を上回るものを除く。）にあつては、第10に定める変更交付申請書の環境大臣への提出を要しないものとする。

- 一 本工事費、測量設計費、用地費及補償費、機械器具費又は営繕費の相互間の流用
- 二 庁費又は旅費の相互間の流用（ただし、食糧費の増額を除く。）
- 三 旅費又は庁費から、本工事費、測量設計費、用地費及補償費、機械器具費又は営繕費への流用

第14 事業の中止又は廃止

都道府県知事は、交付対象事業を中止し又は廃止する場合には、様式12による中止（廃止）承認申請書を環境大臣に提出して承認を受けなければならない。

第15 事業遅延の届出

都道府県知事は、交付対象事業が予定の期間内に完了しない場合においては、様式13による遅延報告書を速やかに環境大臣に提出し、その指示を受けなければならない。ただし、変更後の完了予定期日が当該年度を超えない場合で、かつ、当初の完了予定期日（交付金の繰越があった場合は当該繰り越しを伴う変更により定められた完了予定期日とする。）後2ヶ月以内である場合は、この限りではない。

第16 状況報告

都道府県知事は、事業の毎月の遂行状況について、環境大臣の要求があつたときは、様

式 14 による状況報告書を提出しなければならない。

第 17 実績報告

- 1 都道府県知事は、事業が完了した日（第 14 により交付対象事業の中止又は廃止について環境大臣の承認を受けた場合は、当該承認を受けた日）から起算して 30 日を経過した日又は翌年度 4 月 10 日のいずれか早い日までに様式 15 による実績報告書を環境大臣に提出するものとする。
- 2 都道府県知事は、交付対象事業が翌年度にわたるときは、翌年度の 4 月 30 日までに様式 19 による年度終了実績報告書を環境大臣に提出するものとする。
- 3 都道府県知事は、第 1 項の実績報告書の提出に当たって、第 7 第 4 項ただし書きの規定により交付額を算出した場合において、交付金に係る消費税等仕入控除税額が明らかかな場合には当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

第 18 交付金の額の確定

- 1 環境大臣は、第 17 第 1 項の規定による実績報告書の提出を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る交付対象事業の成果が交付金の交付の決定若しくは変更の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき交付金の額を確定し、都道府県知事に通知するものとする。
- 2 環境大臣は、都道府県に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、その超える部分の交付金の返還を都道府県知事に命ずるものとする。
- 3 前項の交付金の返還期限は、その命令のなされた日から 20 日以内とする。ただし、都道府県が交付金の返還のための予算措置につき議会の承認を必要とする場合で、かつ 20 日以内の期限により難い場合には、額の確定通知の日から 90 日以内とすることができる。
- 4 環境大臣は、前項の返還期間内に交付金に相当する額の納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利 10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

第 19 交付金の支払

- 1 交付金は、第 18 第 1 項の規定により交付すべき交付金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、環境大臣が必要があると認める場合であって、財務大臣との協議が整った場合には、概算払をすることができる。
- 2 都道府県知事は、前項の規定により交付金の支払を受けようとするときは、精算（概算）払請求書を官署支出官に提出しなければならない。

第20 整備計画の評価

- 1 都道府県知事は、交付期間の終了時に、整備計画の目標の達成状況等について計画要領に基づき評価を行い、これを公表するとともに、環境大臣に報告しなければならない。
- 2 環境大臣は、前項に基づく報告を受けたときは、都道府県に対し、必要な助言をすることができる。

第21 交付決定の取消し等

- 1 環境大臣は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、交付の決定若しくは変更の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、第四号の場合において、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分についてはこの限りではない。
 - 一 都道府県が適正化法及び適正化法施行令その他の法令又は本要綱に基づく環境大臣の指示に違反した場合
 - 二 都道府県が、交付金を交付対象事業以外の用途に使用した場合
 - 三 都道府県が、交付対象事業に関して不正、怠慢その他不適切な行為をした場合
 - 四 前三号に掲げる場合のほか、交付の決定後に生じた事情の変更等により、交付金事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合その他の理由により補助事業を遂行することができない場合（補助事業者の責に帰すべき事情による場合を除く。）
- 2 環境大臣は、前項の規定による交付決定の取消しをした場合、都道府県知事に対しその取消しに係る部分に関し、すでに交付金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じるものとする。
- 3 環境大臣は、前項の返還を命ずる場合であって、適正化法第17条第1項に基づく交付決定の取消しである場合には、その命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項に基づく交付金の返還については、第18条第3項（ただし書きを除く。）及び第4項の規定を準用する。

第22 財産の管理

都道府県知事は、交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって当該財産の適正なる維持管理をするとともにその効率的な運営を図らなければならない。

第23 財産の処分の制限

- 1 取得財産等のうち、適正化法施行令第13条第4号及び第5号の規定に基づき環境大臣が定める処分を制限する財産は、交付対象事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物、並びに交付対象事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価

50万円以上の機械、器具、備品及びその他重要な財産とする。

- 2 適正化法第 22 条に定める財産の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年 3 月 31 日大蔵省令第 15 号）で定める期間とする。
- 3 都道府県知事は、前項の期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準（平成 20 年 5 月 15 日付け環境会発第 080515002 号）に基づく承認を受けることなしに、この交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。

第 24 交付金調書

都道府県知事は、交付対象事業に係る歳入及び歳出を明らかにした様式 21 による交付金調書を作成し、当該歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ、当該交付金調書及び証拠書類を事業完了後 5 年間保管しなければならない。

第 25 間接補助に係る交付の条件

都道府県知事は、この交付金を原資として市町村に補助金を交付するときは、第 10、第 13、第 14、第 15、第 22、第 23 及び第 24 の規定に準ずる条件を付さなければならない。

第 26 特別基準の設定

特別の事情により第 8、第 9、第 17 に定める手続等によることができない場合は、あらかじめ環境大臣に申請し、その承認を得たものをもってこれに代えることができる。

第 27 監督等

- 1 環境大臣は、都道府県知事に対し、都道府県知事は当該都道府県が補助する市町村長に対し、それぞれその施行する交付対象事業に関し、適正化法その他の法令及びこの要綱の施行のため必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又はその施行する交付対象事業の施行の促進を図るため、必要な勧告、助言若しくは援助をすることができる。
- 2 環境大臣は、都道府県知事に対し、都道府県知事は当該都道府県が補助する市町村長に対し、それぞれその施行する交付対象事業につき、監督上必要があるときは、その交付対象事業を検査し、その結果違反の事実があると認めるときは、その違反を是正するため必要な限度において、必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

第 28 消費税等仕入控除税額の確定に伴う交付金の返還

- 1 都道府県知事は、事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により交付金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、速やかに様式 22 による消費税等仕入控除税額報告書を環境大臣に提出しなければならない。

- 2 環境大臣は、前項の規定による報告書の提出を受けたときは、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の返還については、第 18 第 3 項（ただし書きを除く。）及び第 4 項の規定を準用する。

附 則（平成 25 年 3 月 29 日環自総発第 1303295 号）

- 1 この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 地域自主戦略交付金交付要綱（平成 24 年 4 月）第 7 条第 2 項の規定により、次年度の単年度交付額の算定において調整することとした事業について、平成 25 年度において本交付金を充てて実施しようとする場合は、第 6 の 2 の規定により平成 25 年度の単年度交付額から差額を調整するものとする。

附 則（平成 27 年 2 月 18 日環自総発第 1502183 号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。
（経過措置）
- 2 この要綱の施行の際現に改正前の自然環境整備交付金交付要綱（平成 25 年 3 月 29 日付け環自総発第 1303295 号）により交付決定された交付金の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則（平成 29 年 6 月 1 日環自整発第 17060112 号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 29 年 6 月 1 日から適用する。
（経過措置）
- 2 この要綱の施行から令和 2 年度までは、個別施設計画が作成されていない予防保全型管理を行う既存施設の長寿命化を主目的とする整備について、この要綱を適用することができる。

附 則（令和 2 年 4 月 1 日環自整発第 20040111 号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。
（経過措置）
- 2 この要綱の施行の際現に改正前の自然環境整備交付金交付要綱（平成 25 年 3 月 29 日付け環自総発第 1303295 号）により交付決定された交付金の取扱いについては、なお従前の例による。

要綱様式等一覧

様式1	交付申請書(第9関係)
様式2	所要額調書(第9,第10関係)
様式3	事業費内訳総括表(第9,第10関係)
様式4	事務費内訳(第9,第10,第17第1項関係)
様式5	歳入歳出予算(見込書)抜粋(第9,第10関係)
様式6	公園計画及び事業決定等一覧表(第9,第10関係)
様式7	土地建物等買収費明細表(第9,第10関係)
様式8	物件移転補償費等明細表(第9,第10関係)
様式9	工事施工に伴う取壊し又は移転物件内訳(第9,第10関係)
様式10	各種工事費内訳表(第9,第10関係)
様式11	変更交付申請書(第10関係)
様式12	事業の中止(廃止)申請書(第14関係)
様式13	遅延報告書(第15関係)
様式14	状況報告書(第16関係)
様式15	実績報告書(第17第1項関係)
様式16	精算額調書(第17第1項関係)
様式17	事業費内訳総括表(第17第1項関係)
様式18	歳入歳出決算(見込書)抜粋(第17第1項関係)
様式19	年度終了実績報告書(第17第2項関係)
様式20	年度終了実績報告書別表(第17第2項関係)
様式21	交付金調書(第24関係)
様式22	消費税等仕入控除税額報告書(第28関係)

(様式1) 交付申請書

文 書 番 号
令和 年 月 日

環境大臣 へ

都道府県知事

令和 年度自然環境整備交付金(〇〇〇〇整備事業) 交付申請書

標記交付金の交付を受けたいので、自然環境整備交付金交付要綱第9の規定により関係書類を添え申請します。

(注) 件名の〇〇〇〇には、「国立公園」又は「国定公園等」のいずれかの文言を記載すること。

記

- 1 交付金申請額 金 円
- 2 事業着手予定期日 令和 年 月 日
- 3 事業完了予定期日 令和 年 月 日
- 4 所要額調書((様式2)のとおり)
- 5 事業費内訳総括表((様式3)のとおり)
- 6 事務費内訳((様式4)のとおり)
- 7 歳入歳出予算(見込書)抜粋((様式5)のとおり)
- 8 公園計画及び事業決定等一覧表((様式6)のとおり)
- 9 工事費内訳((様式10)又は別紙のとおり)
- 10 関係図面(平面図・構造図等)(A3以下の縮小図面)(別紙のとおり)
- 11 位置図(公園計画図(公園外の長距離自然歩道においては路線名)と整備箇所が分かるもの)(別紙のとおり)
- 12 現況写真(別紙のとおり)
- 13 その他添付書類

自然環境整備交付金(〇〇〇〇整備事業)所要額調書

都道府県: _____ 整理番号: _____

A. 整備計画(令和 年度～令和 年度)						
総事業費 (A)	交付対象外経費 (B)	交付対象事業費 (C)	交付限度額 (D)	執行済交付対象事業費 (E)	前年度末までの既交付額 (F)	備考
		【A-B】				
円	円	円	円	円	円	

B. 当年度申請内容(令和 年度)						
事業費 (G)	交付対象外経費 (H)	交付対象事業費 (I)	進捗率 (J)	単年度交付額 (K)	前年度における 年度間調整額 (L)	調整後の 交付金交付額 (M)
		【G-H】	【(E+I)÷C】	【(D×J-F)の範囲内の額】		【K-L】
(既交付決定) 円	円	円	%	円	円	円
(今回申請) 円	円	円	%	円	円	円

- (注) 1 件名の〇〇〇〇には、「国立公園」又は「国定公園等」のいずれかの文言を記載すること。
- 2 整理番号は、各都道府県あて予算内示別表に記載されている整理番号を記載すること。
- 3 (A)は、整備計画に記載された総事業費を記載すること。また、変更があった場合は、2段書きとし、変更前の額を上段()書きとすること。
- 4 (B)は、(A)のうち都道府県単独事業費(市町村事業の場合は、市町村単独事業費)や事業に伴う寄付金その他の収入額等交付対象外経費の合計額を記載すること。
- 5 (D)は、国立公園整備事業にあつては(C×1/2の範囲内の額)を記載し、国定公園等整備事業にあつては(C×45/100の範囲内の額)を記載すること。また、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てるものとする。
- 6 (E)は、整備計画の初年度から前年度末までに執行済みの交付対象事業費を記載すること。
- 7 (F)は、当該事業について整備計画の初年度から前年度末までに交付された金額を記載すること。なお、繰り越しを行い、交付額が未確定の場合は、当該年度については交付決定額で算出すること。
- 8 (H)は、(G)のうち都道府県単独事業費(市町村事業の場合は、市町村単独事業費)や事業に伴う寄付金その他の収入額等交付対象外経費の合計額を記載すること。
- 9 (J)は、小数点第3位以下を切上げ、小数点第2位まで記載すること。
- 10 (K)は、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てるものとする。
- 11 変更交付申請の場合は、変更前の額を上段(既交付決定)に、変更後の額を下段(今回申請)に記載すること。
- 12 各欄とも消費税及び地方消費税相当額を含んだ額を記載すること。ただし、消費税等仕入控除税額があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して記載すること。

自然環境整備交付金(〇〇〇〇整備事業) 事業費内訳総括表

都道府県:

(単位:円)

事業 番号	事業名等	事業主体	工 事 費					事務費 (様式4)	合 計	備 考
			本工事費	測量設計費	用地費及 補償費	機械器具費	営繕費			
	(公園等又は歩道名) (事業名)									
合 計			()	()	()	()	()	()	()	

- (注) 1 件名の〇〇〇〇には、「国立公園」又は「国定公園等」のいずれかの文言を記載すること。
2 「事業番号」は、整備計画に記載している事業番号ごとに記載すること。
3 「事業名等」の(公園等又は歩道名)は、整備計画に記載している国立公園・国定公園・鳥獣保護区・公園外の長距離自然歩道の名称を記載すること。(事業名)は、整備計画に記載している事業名を記載すること。
4 消費税及び地方消費税相当額を含めた額を記載すること。ただし、消費税等仕入控除税額があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して記載すること。
5 変更交付申請の場合は、2段書きとし、変更前の額を上段()書きとすること。

(様式4) 事務費内訳

自然環境整備交付金(〇〇〇〇整備事業)事務費内訳

(単位:円)

費目	細目		事務費	用途内訳	
	節	細節			
旅費	旅費				
庁費	報酬				
	給料				
	職員手当等				
	共済費	社会保険料			
	需用費	消耗品費			
		燃料費			
		印刷製本費			
		光熱水費			
		修繕費			
		食糧費			
		役務費			
	通信運搬費				
		手数料			
	委託料				
	使用料及び 賃借料				
備品購入費					
小計					
合計				事務費限度額	

(注) 1 件名の〇〇〇〇には、「国立公園」又は「国定公園等」のいずれかの文言を記載すること。

2 消費税及び地方消費税相当額を含めた額を記載すること。

3 事務費限度額は、取扱要領により算定した額を記載すること。

4 変更交付申請の場合は、2段書きとし、変更前の額を上段()書きとすること。

5 実績報告の場合は、交付決定から変更があった場合には、2段書きとし、交付決定額(変更交付決定のある場合は、最終のもの)を上段()書きとすること。

(様式5)歳入歳出予算(見込書)抜粋

令和 年度自然環境整備交付金(〇〇〇〇整備事業)歳入歳出予算(見込書)抜粋

(歳入) (単位:千円)

款項目	節	予算現額					附記			
		当初 予算額	追加更正 予算額	繰越事業費 財源充当額	計		事業名 予算現額	事業名 予算現額	事業名 予算現額	計
					うち交付金相当分					
合計										

(歳出) (単位:千円)

款項目	節	予算額				流用増減額	予算現額	うち交付金相当分	附記				
		当初 予算額	追加更正 予算額	前年度繰越事業費					区分	事業名 予算現額	事業名 予算現額	事業名 予算現額	計
				繰越額	うち交付金相当分								
合計								工事費					
								事務費					
								合計					
								うち交付金相当分					

- (注) 1 件名の〇〇〇〇には、「国立公園」又は「国定公園等」のいずれかの文言を記載すること。
 2 当該年度の交付対象事業における全ての事業費を記載すること。
 3 歳入、歳出において、交付対象事業が複数ある場合は、附記欄ごとに内訳を記載すること。(別紙でも可)
 4 都道府県単独事業費(市町村事業の場合は、市町村単独事業費)や事業に伴う寄付金その他収入額等交付対象外経費は記載しないこと。

(様式6) 公園計画及び事業決定等一覧表

自然環境整備交付金(〇〇〇〇整備事業) 公園計画及び事業決定等一覧表

1 公園内に係る事業(生態系維持回復事業を除く)

公園名	事業名	保護計画			施設計画		事業決定		
		特別保護地区	特別地域	普通地域	施設計画名	決定日付及び番号	公園事業名	決定日付及び番号	
			1 2 3			年 月 日	第 号	年 月 日	第 号
			1 2 3			年 月 日	第 号	年 月 日	第 号
			1 2 3			年 月 日	第 号	年 月 日	第 号
			1 2 3			年 月 日	第 号	年 月 日	第 号
			1 2 3			年 月 日	第 号	年 月 日	第 号
			1 2 3			年 月 日	第 号	年 月 日	第 号

2 生態系維持回復事業(国定公園内の事業)

公園名	事業名	保護計画			生態系維持回復計画		生態系維持回復事業計画の策定		
		特別保護地区	特別地域	普通地域	計画名	決定日付及び番号	事業計画名	決定日付及び番号	
			1 2 3			年 月 日	第 号	年 月 日	第 号
			1 2 3			年 月 日	第 号	年 月 日	第 号

【記載要領】

件名の〇〇〇〇には、「国立公園」又は「国定公園等」のいずれかの文言を記載すること。

[1 公園内に係る事業(生態系維持回復事業を除く)]

- 1 「保護計画」欄には、該当する地種区分の欄に○を記載すること。特別地域については、第1種特別地域の場合は1、第2種特別地域の場合は2、第3種特別地域の場合は3を○で囲むこと。複数の地種区分に該当する場合は、該当する欄の全てに○を記載すること。
- 2 「施設計画名」欄には、該当する集団施設地区の名称もしくは単独施設の名称を記載すること。

[2 生態系維持回復事業(国定公園内の事業)]

- 1 「保護計画」欄には、該当する地種区分の欄に○を記載すること。特別地域については、第1種特別地域の場合は1、第2種特別地域の場合は2、第3種特別地域の場合は3を○で囲むこと。複数の地種区分に該当する場合は、該当する欄の全てに○を記載すること。

この表は、当該年度の交付対象事業において、新たな事業の追加がない限りは、年度内最初の交付申請に添付すれば足りるものとする。また、公園外の長距離自然歩道の事業については、本様式への記載は不要とする。

(様式7)土地建物等買収費明細表

土 地 建 物 等 買 収 費 明 細 表

図 面 対 象 番 号	所 在 地	買 収 権 利	買 収 価 格	権 利 者 氏 名	買 収 価 額 算 出 根 拠															備 考		
					土 地						建 物 (建物所有者に属する付属工作物を含む。)						工 作 物 (占有者の所有に属するもの。)		利 息 相 当 額			
					地 目	地 積	単 価	評 価 額 (A)	権 利 価 額 (B)	B - A	所 有 者 氏 名	構 造 階 数 用 途	経 過 年 数	延 面 積	単 価	評 価 額 (A)	権 利 価 額 (B)	B - A			所 有 者 氏 名	評 価 額
			円			m ²	円	円					年	m ²	円	円	円			円	円	

(注) この様式は、(様式10)各種工事費内訳表の「3 用地費及補償費内訳表」の「種別」欄の「土地買収費」、「建物等買収費」及び「権利消滅費」の算出根拠等を示す明細表とする。

物件移転補償費等明細表

図 面 対 象 番 号	所 在 地	物 件 移 転 補 償 費								その他補償費					合 計	氏 名
		建 物				工作物		動産	その他	営 業		仮 住 居		雑費・その他		
		用途構造	数量 単位	工法	金額	名称	数量 単位	金額	金額	金額	業種	金額	日数	金額		
					円			円	円	円		円		円	円	円

- (注) 1 この様式は、(様式10)各種工事費内訳表の「3 用地費及補償費内訳表」の「種別」欄の「物件移転補償費」の内容を示す明細書とする。
2 物件移転補償費の「その他」欄には立木竹、電柱等の移転について記載すること。
3 その他補償費の「業種」欄には、営業の種類を記載すること。
4 その他補償費の「雑費・その他」欄には、借家人補償、移転雑費補償等について記載すること。

(様式9) 工事施工に伴う取壊し又は移転物件内訳

工事施工に伴う取壊し又は移転物件内訳

	物件の種類	設置年月	規模構造	耐用年数	管理主体	処分内容	設置時の工事費	物件の状況、処分の必要性
国 庫 補 助 分							円	
							円	

- (注) 1 「処分内容」欄は、取壊し又は移転と記載すること。
2 「物件の状況、処分の必要性」欄は、耐用年数を残す物件についてのみ詳細に記載すること。
3 財産台帳の写し及び現況写真を添付すること。

(様式10) 各種工事費内訳表

1 本工事費内訳表

費目	工種	種別	細別	単位	数量	単価(円)	金額(円)	摘要
小計								
消費税相当額	—	—	—	—	—	—		
計								

(注) 工種、種別及び細別は本工事の積算を明らかにするため適正な区分により記載すること。

2 測量設計費内訳表

費目	工種	種別	細別	単位	数量	単価(円)	金額(円)	摘要
小計								
消費税相当額	—	—	—	—	—	—		
計								

(注) 工種、種別及び細別は本工事の積算を明らかにするため適正な区分により記載すること。

3 用地費及補償費内訳表

種 別	細 別	単 位	数 量	単価 (円)	金額 (円)	備 考
土地買収費		m ²				
	小 計					
建物等買収費	建物買収費 工作物買収費 立木買収費	戸 件 件				
	小 計					
権利消滅費	地上権消滅費 永小作権消滅費 借地権消滅費 借家権消滅費	件 件 件 件				
	小 計					
権利制限料					
物件移転補償費	物件移転補償費 工作物移転補償費 動産移転補償費 立木竹移転補償費 電柱移転補償費	戸 件 件 件 件				
	小 計					
農業補償費		件				
漁業補償費		件				
残地等損失補償費	残地等損失補償費					
	小 計					
.....						
計						

(注) 補償工事については、「本工事費内訳表」の作成に準ずること。

4 機械器具費内訳表

費目	細別	形状規格 寸法	数量	単価(円)	金額(円)	摘要
小計						
消費税 相当額	—	—	—	—		
計						

- (注) 1 「細別」欄には、購入、借上、修理、製作、運搬、据付撤去等の別を記載すること。
 2 損料の場合は、「摘要」欄にその算出基礎を記載すること。

5 営繕費内訳表

費目	細別	単位	数量	単価(円)	金額(円)	摘要
小計						
消費税 相当額	—	—	—	—		
計						

- (注) 1 「細別」欄には、新築、購入、借上、改築、製作、移転及び修理等の別を記載すること
 2 損料の場合は、「摘要」欄にその算出基礎を記載すること。

(様式11) 変更交付申請書

文 書 番 号
令和 年 月 日

環境大臣 あて

都道府県知事

令和 年度自然環境整備交付金(〇〇〇〇整備事業) 変更交付申請書

令和 年 月 日付け環自整発第 号をもって交付金の交付決定を受けた標記事業の変更交付を受けたいので、自然環境整備交付金交付要綱第10の規定により関係書類を添え申請します。

- (注) 1 件名の〇〇〇〇には、「国立公園」又は「国定公園等」のいずれかの文言を記載すること。
2 交付決定済みの日付及び番号は、当該事業に係る当初の交付決定時のものを記載すること。

記

1 変更内容

(単位:円)

	要交付額	既交付決定額	差引追加交付所要額
交付金額			

2 変更理由

- 3 事業着手予定期日(変更) 令和 年 月 日
- 4 事業完了予定期日(変更) 令和 年 月 日
- 5 所要額調書((様式2)のとおり)
- 6 事業費内訳総括表((様式3)のとおり)
- 7 事務費内訳((様式4)のとおり)
- 8 歳入歳出予算(見込書)抜粋((様式5)のとおり)
- 9 公園計画及び事業決定等一覧表((様式6)のとおり)
- 10 工事費内訳((様式10)又は別紙のとおり)
- 11 関係図面(平面図・構造図等)(A3以下の縮小図面)(別紙のとおり)
- 12 位置図(公園計画図(公園外の長距離自然歩道においては路線名)と整備箇所が分かるもの)(別紙のとおり)
- 13 現況写真(別紙のとおり)
- 14 その他添付書類

(注)

変更理由は、(1)経費の配分変更、(2)その他(追加申請などの場合)に区分して、変更する具体的な理由を記載すること。

(様式12) 事業の中止(廃止)申請書

文 書 番 号
令和 年 月 日

環境大臣 あて

都道府県知事

令和 年度自然環境整備交付金(〇〇〇〇整備事業)
事業中止(廃止)承認申請書

令和 年 月 日付け環自整発第 号をもって交付金の交付決定を受けた標記事業の中止(廃止)をしたいので、自然環境整備交付金交付要綱第14の規定により承認願いたく申請します。

記

- 1 中止(廃止)の範囲 :
- 2 中止(廃止)の理由 :
- 3 中止(廃止)後の措置 :

(注) 1 件名の〇〇〇〇には、「国立公園」又は「国定公園等」のいずれかの文言を記載すること。
2 交付決定済みの日付及び番号は、当該事業に係る当初の交付決定時のものを記載すること。

(様式13) 遅延報告書

文 書 番 号
令和 年 月 日

環境大臣 あて

都道府県知事

令和 年度自然環境整備交付金(〇〇〇〇整備事業)遅延報告書

令和 年 月 日付け環自整発第 号をもって交付金の交付決定を受けた標記事業について、自然環境整備交付金交付要綱第15の規定により指示を求めます。

- (注) 1 件名の〇〇〇〇には、「国立公園」又は「国定公園等」のいずれかの文言を記載すること。
2 交付決定済みの日付及び番号は、当該事業に係る当初の交付決定時のものを記載すること。

記

- 1 事業番号
- 2 事業名
- 3 遅延の原因及び内容
- 4 交付決定額のうち遅延に係る金額
国費： 千円
- 5 遅延の原因に対する措置
- 6 遅延等が交付対象事業に及ぼす影響
- 7 事業の遂行予定
- 8 事業完了予定期日
当初：令和 年 月 日
変更後：令和 年 月 日

(注) 事業の進捗状況を示した工程表を当初計画と変更後を対比させて作成し、添付すること。

自然環境整備交付金状況報告書 【令和 年度 月分】

都道府県名: _____

担当者名: _____

(単位:円)

区 分	内示額(繰越額) (国費) (S)	契約状況				支払状況			
		前月までの 契約額 (A)	当該月 契約額 (B)	契約済額 (累計) (C) = (A) + (B)	累計 契約率 (C) / (S)	前月までの 支払額 (D)	当該月 支払額 (E)	支払済額 (累計) (F) = (D) + (E)	累計 支払率 (F) / (S)
合 計									

※ 本表は、年度ごと、財源区分ごとに作成する。繰越額について報告する際は、内示額の欄を繰越額と書き換えるものとする。

(注) 1 当該年度予算で契約及び支払した額について記載すること。

2 契約額は国費相当額を記載すること。(契約額とは交付対象事業者と請負者との間の契約済額をさし、交付額の比率により算出した金額を記載すること。)

3 支払額は国費の収入額を記載すること。(都道府県会計管理者が国費を受け入れた額を記載すること。)

4 交付金事業にかかる事務費など、請負契約の対象とならない経費については、都道府県会計管理者が国費を収入した時をもって、当該収入額を当該月契約額及び当該月支払額として記載すること。

5 契約率及び支払率は、小数点第2位以下を切り捨て、小数点第1位まで記載すること。

(様式15)実績報告書

文 書 番 号
令和 年 月 日

環境大臣 あて

都道府県知事

令和 年度自然環境整備交付金(〇〇〇〇整備事業)実績報告書

令和 年 月 日付け環自整発第 号をもって交付金の交付決定を受けた標記事業について、当該年度分が終了したので、自然環境整備交付金交付要綱第17第1項の規定に基づき、次のとおり関係書類を添えて報告します。

- (注) 1 件名の〇〇〇〇には、「国立公園」又は「国定公園等」のいずれかの文言を記載すること。
2 交付決定済みの日付及び番号は、当該事業に係る当初の交付決定時のものを記載すること。

記

- 1 交付金精算額 金 円
- 2 精算額調書((様式16)のとおり)
- 3 事業費内訳総括表((様式17)のとおり)
- 4 事務費内訳((様式4)のとおり)
- 5 歳入歳出決算(見込書)抜粋((様式18)のとおり)
- 6 契約書等の写(別紙のとおり)
- 7 検査調書の写(別紙のとおり)
- 8 完成図面(平面図・構造図等)(A3以下の縮小図面)(別紙のとおり)
- 9 完成写真等(別紙のとおり)
- 10 交付金の交付を完了したことが分かる書類(市町村事業の場合)(別紙のとおり)
- 11 その他添付書類

自然環境整備交付金(〇〇〇〇整備事業)精算額調書

都道府県:

整理番号:

当該年度における 事業費 (A)	交付対象外経費 (B)	交付対象事業費 (C)	交付金交付額 (D)	前年度における 年度間調整額 (E)	調整後の 交付金交付額 (F)	備 考	
		【A-B】			【D-E】		
(交付決定又は変更交付決定額)							
_____円	_____円	_____円	_____円	_____円	_____円		
(実績額)							
当該年度における 交付金受入予定額 (G)	交付金配分額		差引過不足額 (J)	翌年度における 年度間調整額 (K)	整備計画における 総事業費 (L)	前年度までの 執行済交付対象 事業費 (M)	進捗率 (N)
【H+I】	都道府県(H)	市町村(I)	【G-F】				【(C+M)/L】
_____円	_____円	_____円	_____円	_____円	_____円	_____円	_____%

- (注) 1 件の〇〇〇〇には、「国立公園」又は「国定公園等」のいずれかの文言を記載すること。
2 整理番号は、各都道府県あて予算内示別表に記載されている整理番号を記載すること。
3 全て2段書きとし、上段(交付決定又は変更交付決定額)に()書きで交付決定又は変更交付決定時点の額を、下段(実績額)に精算にかかる額を記載すること。変更交付決定のある場合には、その最終の額を記載すること。
4 (A)は、当該年度において交付事業に要した全ての経費を記載すること。
5 (B)は、(A)のうち都道府県単独事業費(市町村事業の場合は、市町村単独事業費)や事業に伴う寄付金その他の収入額等交付対象外経費の合計額を記載すること。
6 (D)は、国立公園整備事業にあっては(C×1/2の範囲内の額)を記載し、国定公園等整備事業にあっては(C×45/100の範囲内の額)を記載すること。また、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てるものとする。
7 (G)は、都道府県が実際に受け入れる予定の交付金の額を記載すること。
8 (L)は、整備計画における総事業費を記載すること。
9 (M)は、整備計画の初年度から前年度末までに執行済みの交付対象事業費を記載すること。
10 各欄とも消費税及び地方消費税相当額を含んだ額を記載すること。ただし、消費税等仕入控除税額があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して記載すること。

自然環境整備交付金(〇〇〇〇整備事業)事業費内訳総括表

		交付申請文書番号		交付決定文書番号		追加交付決定額	交付額								
都道府県:		当初交付申請	令和 年 月 日 第 号	令和 年 月 日 環自整発第 号	令和 年 月 日 環自整発第 号	—									
		変更交付申請	令和 年 月 日 第 号	令和 年 月 日 環自整発第 号	令和 年 月 日 環自整発第 号										
		変更交付申請	令和 年 月 日 第 号	令和 年 月 日 環自整発第 号	令和 年 月 日 環自整発第 号										
事業番号	事業名	事業主体	工事費					事務費 (様式4)	合計	事業完了 年月日	整備箇所	施設名	構造	規模・数量等	備考
			本工事費	測量設計費	用地費及 補償費	機械器具費	営繕費								
	(公園等又は歩道名) (事業名)		(交付決定又は変更交付決定額) (実績額)												
合計			()	()	()	()	()	()	()	/	/	/	/	/	/

(注) 1 件名の〇〇〇〇には、「国立公園」又は「国定公園等」のいずれかの文言を記載すること。
 2 「事業番号」は、整備計画に記載している事業番号ごとに記載すること。
 3 「事業名等」の(公園等又は歩道名)は、整備計画に記載している国立公園・国定公園・国指定鳥獣保護区・公園外の長距離自然歩道の名称を記載すること。(事業名)は、整備計画に記載している事業名を記載すること。
 4 消費税及び地方消費税相当額を含めた額を記載すること。ただし、消費税等仕入控除税額があり、かつ、その金額が明らかでない場合には、これを減額して記載すること。
 5 2段書きとし、交付決定額(変更交付決定のある場合は、最終のもの)を上段()書きとすること。

(様式19)年度終了実績報告書

文 書 番 号
令和 年 月 日

環境大臣 あて

都道府県知事

令和 年度自然環境整備交付金(〇〇〇〇整備事業)
年度終了実績報告書

令和 年 月 日付け環自整発第 号をもって交付金の交付決定を受けた標記事業の令和 年度における実績について、自然環境整備交付金交付要綱第17第2項の規定に基づき、別表(様式20)のとおり報告します。

- (注) 1 件名の〇〇〇〇には、「国立公園」又は「国定公園等」のいずれかの文言を記載すること。
2 交付決定済みの日付及び番号は、当該事業に係る当初の交付決定時のものを記載すること。

令和 年度自然環境整備交付金(〇〇〇〇整備事業)年度終了実績報告書別表

事業番号	事業名	交付決定の内容			年度内遂行実績				翌年度繰越額			事業実施期間		事業間 流用の有無	摘要
		総事業費 (A) (円)	交付対象 事業費 (B) (円)	交付額 (C) (円)	総事業費支払 実績(見込)額 (D) (円)	事業 進捗率 (E) 【(D)/(B)】 (%)	交付金 受入額 (F) (円)	不用額 (G) 【C-(F+J)】 (円)	総事業費 (H) (円)	交付対象 事業費 (I) (円)	交付額 (J) (円)	着手年月	完了(予定)年月		
												令和 年 月	令和 年 月		
	合計														繰越承認事由

- (注) 1 件名の〇〇〇〇には、「国立公園」又は「国定公園等」のいずれかの文言を記載すること。
- 2 交付決定を受けた全ての事業について記載すること。
- 3 年度内遂行実績欄の総事業費支払実績(見込)額は、3月31日までの支払済額と出納整理期間における支出見込額の合計額を記載すること。
- 4 翌々年度へ繰越が行われた場合は、年度内遂行実績欄は、2段書きとし、上段に() 書きで当初年度執行分を、下段に次年度執行分を記載すること。
また、翌年度繰越額欄についても、上段に() 書きで翌年度繰越額を、下段に翌々年度繰越額を記載すること。
- 5 (F)の合計額を受入れたことが分かる書類を添付すること。

自然環境整備交付金(〇〇〇〇整備事業)調書

令和 年度
環境省所管

(単位:千円)

国			都道府県名:										備考	
歳出予算科目	交付 決定額	国費 充当率	歳 入			歳 出								
			科 目	予算現額	収入済額	科 目	予算現額	うち交付金 相当額	支出済額	うち交付金 相当額	翌年度 繰越額	うち交付金 相当額		

(注)1 件名の〇〇〇〇には、「国立公園」又は「国定公園等」のいずれかの文言を記載すること。

- 「国」の「歳出予算科目」は項及び目を記載すること。なお、環境大臣が交付金の交付要綱又は交付条件等によって交付事業に要する経費の配分の変更について禁止し、又は変更交付申請を要するものとされている場合においては、他に流用することについて禁止し、又は変更交付申請を要するものとして配分された経費に対する交付金の額の区分名を特掲し、その他の経費に対する交付金額は一括して「その他」の区分を用いて記載すること。
- 「都道府県」の「科目」は、歳入にあつては款、項、目、節を、歳出にあつては款、項、目をそれぞれ記載すること。なお、歳出にあつては、前記1のなお書により国の歳出予算科目欄において交付事業に要する経費の配分に応じて交付金の額の区分名を記載する場合において、これに対応する経費の配分が目の内訳に係るときは当該経費の配分を目の内訳として記載すること。
- 「予算現額」は、歳入にあつては、当初予算額、追加補正予算額等の区分を、歳出にあつては当初予算額、追加補正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかにして記載すること。
- 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記載すること。
- 交付事業の都道府県の歳出予算額の繰越が行われた場合における翌年度に行われる当該交付事業に係る交付金についての調書の作成は、本表に準ずること。この場合において、都道府県の歳入の「科目」に「前年度繰越分」を掲げる場合はその「予算現額」及び「収入済額」の下欄に交付金額を内書()をもって付記すること。

(様式22) 消費税等仕入控除税額報告書

文 書 番 号
令和 年 月 日

環境大臣 あて

都道府県知事

令和 年度自然環境整備交付金(〇〇〇〇整備事業)
消費税等仕入控除税額報告書

令和 年 月 日付け環自整発第 号をもって交付金の交付額確定通知を受けた標記事業について、自然環境整備交付金交付要綱第28第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 第15条の交付金の額の確定額(令和 年 月 日 付け環自整発第 号による額の確定通知額)	金	円
2 交付金の確定時に減額した消費税等仕入控除税額	金	円
3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費 税等仕入控除税額	金	円
4 交付金返還相当額(「3」-「2」)	金	円
5 参考となるその他書類(「3」の金額の積算の内訳等)	金	円

(注) 1 件名の〇〇〇〇には、「国立公園」又は「国定公園等」のいずれかの文言を記載すること。